

盛岡地方振興局長告示第30号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、岩手山麓土地改良区連合（岩手郡滝沢村）の木賊川頭首工及び松島頭首工管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成21年5月26日

盛岡地方振興局長 望 月 正 彦

1 取水及び出水に関する事項

（1） 木賊川頭首工の取水位は、標高199.80メートルとする。松島頭首工の取水位は、標高246.68メートルとする。

（2） 取水期間は、毎年4月6日から9月10日までとする。

2 洪水時その他緊急事態における措置に関する事項

3 頭首工を操作するために必要な機械器具及び観測設備の点検及び整備に関する事項

4 その他頭首工の管理に関し必要な事項